

2017年 4月 18日

〔REDACTED〕 様

全国労働者共済生活協同組合連合会
(略称: 全労済)
理事長 中世古


共済金のご請求に関するお知らせ (個人定期生命共済の解除の通知)

このたびの 〔REDACTED〕 様のご療養につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたび共済金をご請求いただきました、〔REDACTED〕 様のこくみん共済く医療安心タイプ>契約につきまして、以下の通りご通知申し上げます。

今回ご提出いただきました、〔REDACTED〕 病院発行の入院・手術証明書（診断書）より、傷病名「持続性心房細動」、入院期間「2017年2月14日～同年2月17日」、前医「〔REDACTED〕 循環器科」との記載内容を確認いたしましたので、治療経過等の詳細確認のため、前医の 〔REDACTED〕 循環器科へ医療照会をおこないました。

その結果、〔REDACTED〕 様には、2013年4月2日付でこくみん共済く医療安心タイプ>契約にお申込みいただきましたが、2011年1月17日に同病院を初診され「発作性心房細動」の診断を受けられて以降、治療中であったことを確認いたしました。

また、申込直前の2013年3月25日に受診された際にも、「高血圧と発作性心房細動」により60日分の投薬治療を受けておられたことを確認いたしました。

この事実は、こくみん共済く医療安心タイプ>契約にお申込をいただきました2013年4月2日において、こくみん共済加入申込書の「質問表」の以下の項目に該当いたしますが、申込書においてその旨のご申告がございませんでした。

- 2. 現在、医師より検査・治療・入院・手術をすすめられている（今後、予定がある場合を含む）。または、現在、治療中・経過観察中である。
- 3. 最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
- 4. 過去5年以内に、『手術』または『連続して7日以上の入院（正常分娩による入院を除く）』または『初診日から治療終了日までが14日間以上にわたる医師の診察・治療・投薬』を受けたことがある。

したがいまして、個人定期生命共済事業細則 別紙第1 契約規定第7章「6. 共済契約の解除」の(1)の規定に基づき、〔REDACTED〕 様とのこくみん共済く医療安心タイプ>契約を解除させていただきます。

また、このたびご請求いただきました共済金につきましては、解除の原因となった傷病と同一疾患と判断いたしましたので、同契約規定第7章「6. 共済契約の解除」の(3)の規定により、お支払いできることをご通知申し上げます。(『ご契約のしおり・契約規定』の「契約が解除となる場合」をご参照下さい。)

以上、貴意に添えませず誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。

記

1. 該当共済名 こくみん共済（個人定期生命共済）

2. 該当契約

(1) 組合員番号

[Redacted]

(2) 契約者氏名

[Redacted]

(3) 被共済者氏名

[Redacted]

(4) 契約内容

医療安心タイプ

(5) 申込日

2013年 4月 2日

(6) 初回発効日

2013年 4月 4日

以 上

上記の決定内容にご不明な点などございましたら、下記の担当部署までお問い合わせ下さい。

全労済 共済金センター 共済金第二部三課 担当：丸山（マルヤマ）

電話：[Redacted] ☎ [Redacted]

6

また、上記の決定に不服がある場合は、書面で異議の申立てができます。

書式は問いませんので、全労済の判断に対する申立内容とその理由を記載していただき、可能な限り申立内容を証明する資料（診断書等）をそえて、下記宛にご送付ください。

全労済 共済金支払監理室

住所：〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1 Jタワー14階

電話：[Redacted] ☎ [Redacted]

※ いずれも受付時間は午前9時から午後5時までです。（土曜・日曜・祝日は除きます。）

個人定期生命共済 事業諸規定 一抜 粋一

個人定期生命共済事業細則 別紙第1契約規定 第7章「6. 共済契約の解除」

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約の種類を変更して更新した当時、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。